

(派遣先名)

派遣受入期間制限抵触日の通知

兼 組織名称及び組織の長の職名に関する通知

労働者派遣法第 26 条第 4 項に基づき、派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という）、および、労働者派遣法第 40 条の 2 第 7 項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日、組織名称及び組織の長の職名を下記のとおり通知します。

●以下の内容を（ 新規通知 / 変更通知 ）します。（変更箇所のみ記載）

事業所に関する事項	事業所名称	
	派遣受入期間制限の抵触日	平成 年 月 日
組織単位に関する事項	組織単位の名称	
	上記組織の長の職名	

●事業所単位の抵触日を更新（延長）する場合

- 当社（派遣先）内での期間制限の上限に達する 1 ヶ月までに、労働者の過半数を代表する者等に対して意見聴取済みです。
- 上記変更後の抵触日は変更前の抵触日から 3 年を超えていません。
- 異議無し。もしくは異議有りの場合であっても、対応方針の説明は完了しています。

禁止業務についての通知

●派遣労働者の行う予定業務内容

- 上記業務内容について、港湾運送業務・建築業務・警備業務・病院、診療所等における医療関連業務は該当しません。